

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24 関東125 5

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成25年 6 月 5 日

【会社名】 九州電力株式会社

【英訳名】 Kyushu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 瓜 生 道 明

【本店の所在の場所】 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号

【電話番号】 092 - 761 - 3031(代表)

【事務連絡者氏名】 業務本部資金グループ長 森 山 敦 文

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号

【電話番号】 092 - 761 - 3031(代表)

【事務連絡者氏名】 業務本部資金グループ長 森 山 敦 文

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成24年 7 月12日
効力発生日	平成24年 7 月20日
有効期限	平成26年 7 月19日
発行登録番号	24 関東125
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 450,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
24 - 関東125 - 1	平成24年 8 月 7 日	50,000百万円		
24 - 関東125 - 2	平成24年10月23日	30,000百万円		
24 - 関東125 - 3	平成25年 2 月22日	60,000百万円		
24 - 関東125 - 4	平成25年 4 月16日	65,000百万円		
実績合計額(円)		205,000百万円 (205,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 245,000百万円

(245,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)  
該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】

九州電力株式会社 佐賀支社

(佐賀市神野東二丁目3番6号)

九州電力株式会社 長崎支社

(長崎市城山町3番19号)

九州電力株式会社 大分支社

(大分市金池町二丁目3番4号)

九州電力株式会社 熊本支社

(熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号)

九州電力株式会社 宮崎支社

(宮崎市橘通西四丁目2番23号)

九州電力株式会社 鹿児島支社

(鹿児島市与次郎二丁目6番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注)上記のうち、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島各支社は金融商品取引法の規定による備置場所ではないが、投資者の便宜を図るため備え置いている。

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	九州電力株式会社 第422回社債(一般担保付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	20,000百万円
各社債の金額(円)	100万円
発行価額の総額(円)	20,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.164%
利払日	毎年6月25日及び12月25日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成25年12月25日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各25日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記(注)「10元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成32年6月25日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成32年6月25日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)「10元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年6月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成25年6月11日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	電気事業法第37条に基づく一般担保
財務上の特約(担保提供制限)	該当事項なし(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

## (注) 1 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

## (1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&amp;I」という。)

信用格付：A+ (格下げ方向でレーティング・モニター中) (取得日 平成25年6月5日)

入手方法：R&Iのホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3276-3511

## (2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

信用格付：AA (取得日 平成25年6月5日)

入手方法：JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「格付情報」の「当月格付」 ([http://www.jcr.co.jp/top\\_cont/rat\\_info02.php](http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)) に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

## (3) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

信用格付：A3 (取得日 平成25年6月5日)

入手方法：ムーディーズのホームページ (<http://www.moodys.co.jp/>) の「信用格付事業」 ([http://www.moodys.co.jp/Pages/default\\_rating.aspx](http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx)) の「プレスリリース」及び同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号：03-5408-4100

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

## 2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い、その全部について社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

## 3 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

## (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号ないし第(3)号の規定に違背したとき。

## (2) 当会社が本(注)4、本(注)5、本(注)6及び本(注)8に定める規定に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。

## (3) 当会社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

## (4) 当会社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当会社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

## (5) 当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社が電気事業法により経済産業大臣より電気事業の許可の取消を受けたとき、またはその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

#### 4 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金もしくは準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。

#### 5 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

#### 6 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
- (3) 当社は、前号に定める報告書及び確認書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者に通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。

#### 7 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、会社法第740条第1項に掲げられる債権者の保護手続において、社債管理者は社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

#### 8 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令または契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、当社及び社債管理者が協議のうえ、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

#### 9 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)8に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者は社債等振替法第86条第1項に従い同条第3項本文に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 10 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

#### 11 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

## (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	10,000	1 引受人は本社債の全額につき連帯して引受けならびに募集の取扱を行い、応募額が全額に達しない場合にはその残額を引受ける。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金27.5銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	6,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	4,000	
計		20,000	

## (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号	本社債の社債管理手数料については、社債管理者に期中において年間28万円を支払うこととしている。

## 3 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
20,000	64	19,936

## (2) 【手取金の使途】

手取概算額19,936百万円は、平成25年度長期借入金返済予定額53,159百万円、平成25年度社債償還予定額163,842百万円及び平成25年度設備投資予定額の一部として充当する予定である。

## 第2 【売出要項】

該当事項なし

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第88期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月28日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第89期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) 平成24年8月14日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第89期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月13日関東財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第89期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月12日関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成25年6月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月2日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（平成25年6月5日）までの間において生じた変更を反映し、その全体を以下のとおり一括して記載し、変更点に関しては\_\_罫で示しております。

また、上記に掲げた参照書類としての第89期第3四半期報告書に記載された「事業上及び財務上の対処すべき課題」について、当該四半期報告書の提出日以降、本発行登録追補書類提出日までの間において生じた変更を反映し、その全体を以下のとおり一括して記載し、変更点に関しては\_\_罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記「事業等のリスク」及び「事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載の事項を除き、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。また、当該有価証券報告書等並びに、下記「事業等のリスク」及び「事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載されている将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

#### 「事業等のリスク」

当社グループ（当社及び連結子会社）の経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において判断したものです。

##### （1）電気事業を取り巻く制度変更等

現在、国において、お客さまの選択肢拡大等を図る小売全面自由化や、競争環境の整備等を旨とした卸電力市場の活性化、送配電部門の広域化・中立性の一層の確保など、「電力システムに関する改革方針」が閣議決定され、実施に向けた議論が進められています。



また、エネルギーのベストミックスや原子力政策などエネルギーの需給に関する基本的な方針等を定める「エネルギー基本計画」の見直しも進められています。

こうした電気事業を取り巻く制度の変更等に伴い、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

#### (2) 原子力発電を取り巻く状況

原子力発電に係る規制については、平成24年6月の原子炉等規制法の改正により、「重大事故対策の強化」や「運転期間延長認可制度」、「バックフィット制度」などが導入され、現在、原子力規制委員会において、具体的な下部規則の施行に向けた検討が進められています。

当社としては、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故の後においても、原子力発電の重要性は変わらないという認識のもと、より一層の安全性を確保するため、電源や給水源の確保のための緊急安全対策や、福島事故の技術的知見30項目を踏まえた指揮所となる免震重要棟の設置等の安全対策に着実に取り組んできました。

さらに、原子力発電所の早期再稼働を目指し、施行される規則全てに、適切に対応するという方針のもと、重大事故の防止対策等の安全性向上に取り組んでいます。

今後も、当社は、福島事故の教訓を踏まえ、より一層の安全性・信頼性の向上を目指した取組みを自主的かつ継続的に進めるとともに、地域の皆さまにご理解をいただく活動を積極的に行っていきます。

しかしながら、再稼働に向けた審査など今後の規制の動向等による原子力発電所の稼働状況によっては、燃料費、資金調達コスト等の一層の増加、これらの費用負担の継続に伴う繰延税金資産の回収可能性の判断への影響などにより、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

#### (3) 販売電力量の変動

電気事業における販売電力量は、景気動向、気温の変化のほか、住宅用太陽光発電の普及、さらには省エネ等に関する規制・制度改革の動向などによって変動することから、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

#### (4) 燃料価格の変動

電気事業における燃料費は、火力発電燃料であるLNG、石炭などを国外から調達しているため、CIF価格及び為替レートの変動により影響を受けます。

ただし、燃料価格の変動を電気料金に反映させる燃料費調整制度により、燃料価格の変動による当社グループの業績への影響は緩和されています。

#### (5) 原子燃料サイクルに関するコスト

原子燃料サイクル事業は超長期の事業であり不確実性を伴いますが、国の制度措置等により事業者のリスクは低減されています。しかしながら、原子燃料サイクル政策に関する議論の動向、将来費用の見積額の変更などによっては、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

#### (6) 地球温暖化対策に関するコスト

当社グループは、地球温暖化への対応として、原子力発電の安全・安定運転、再生可能エネルギーの積極的な開発・導入、火力総合熱効率の維持・向上など、発電の一層の低炭素化・高効率化に向けた取組みを進めていますが、今後、地球温暖化に関する政策の動向などによっては、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

#### (7) 電気事業以外の事業

当社グループは、グループ各社の保有する経営資源を活用し、電気事業以外の事業についても着実に展開していくことにより、収益基盤の充実を図っています。事業運営にあたっては、収益性を重視し、効率性の向上と成長性の追求に努めていますが、事業環境の悪化等により計画どおりの収益が確保できない場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

#### (8) 金利の変動

当社グループの有利子負債残高は、平成25年3月末時点で2兆9,107億円(総資産の64%に相当)であり、今後の市場金利の変動により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

ただし、有利子負債残高の95%が社債や長期借入金であり、その大部分を固定金利で調達していることなどから、金利の変動による当社グループの業績への影響は限定的と考えられます。

#### (9) 情報の流出

当社グループは、グループ各社が保有する社内情報や個人情報について、厳格な管理体制を構築し、情報セキュリティを確保するとともに、情報の取扱い等に関する規定類の整備・充実や従業員等への周知・徹底を図るなど、情報管理を徹底しています。しかしながら、社内情報や個人情報の流出により問題が発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

#### (10) 自然災害等

当社グループにおいては、お客さまに電力を安定的に供給するため、設備の点検・修繕を計画的に実施し、トラブルの未然防止に努めています。しかしながら、台風、集中豪雨、地震・津波等の自然災害、又は事故や不法行為等により、

設備の損傷や発電所の長期停止などが発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

また、当社グループは、危機管理体制を整備し、事業運営に重大な影響を及ぼす様々な危機に備えていますが、危機に対し適切に対応ができなかった場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

#### (11) コンプライアンス

当社グループにおいては、ステークホルダーの皆さまに信頼していただけるよう、グループ一体となってコンプライアンス意識の徹底を図り、法令遵守はもとより、お客さまや地域の皆さまの視点に立った事業活動に取り組んでいますが、コンプライアンスに反する行為により社会的信用の低下などが発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

当社グループは、引き続きステークホルダーの皆さまとの信頼関係構築に取り組んでまいります。

#### 「事業上及び財務上の対処すべき課題」

当社は、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランド・メッセージとする「九州電力の思い」のもと、責任あるエネルギー事業者として、安定した電力・エネルギーをお客さまにしっかりとお届けすることを使命に、事業活動を進めております。

こうした中、福島第一原子力発電所での事故を契機に、原子力の安全性など電力会社への信頼は大きく損なわれました。当社においても、全ての原子力発電所が停止し、厳しい需給状況が続くとともに、財務状況が急速に悪化する中、最大限の効率化に取り組むことを前提に、お客さまにご負担をお願いする料金値上げを実施させていただくこととなりました。

当社は、徹底的な経営合理化の推進など、お客さまの声に真摯にお応えしていくとともに、国のエネルギー政策の見直しや電力システム改革を巡る議論など、当社を取り巻く諸課題にしっかりと対応していくことが必要であるとの認識のもと、本年4月、平成25年度から27年度までの3か年における経営の方向性と重点的な取組みを「中期経営方針」として取りまとめました。

今後、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

お客さまの生活や企業活動、地域社会を支え、皆さまとともに持続的発展を目指すため、あらゆる面で徹底的な効率化を図ります

厳しい収支状況が続く中、一層の財務悪化を回避するとともに小売全面自由化など電力システム改革に的確に対応し、電気事業者としての責務を果たしていくため、グループ一体となったコスト管理と徹底した効率化に取り組んでまいります。それにより、安定的な収支構造の実現を図り、お客さまや株主・投資家をはじめとするステークホルダーへの価値提供を果たしてまいります。

具体的には、需給関係費の削減に向け、卸電力市場を通じた安価な電力調達や、シェールガスの動向など燃料情勢を踏まえた経済的な燃料調達に取り組んでまいります。

また、安全・法令遵守・安定供給に関わるコストを検証し、競争原理に基づく資機材調達の拡大や業務全般にわたる効率化を進めることにより、設備投資や修繕費、諸経費などのより一層の削減に努めてまいります。

さらに、ビジネスパートナーと一体となった効率化の推進や技術力の維持向上、グループ会社の経営体質強化に取り組んでまいります。

大きく変化する環境下でも、お客さまに良質で安定した電力をお届けします

厳しい需給状況が続く中、需給両面からあらゆる対策に取り組み、電力の安定供給に努めてまいります。

原子力発電につきましては、エネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策の観点から、その重要性は変わらないと考えております。当社といたしましては、世界最高水準の安全性を目指し、原子力規制委員会が定める新規制基準への的確な対応はもとより、更なる安全性向上のための自主的な取組みを進めてまいります。併せて、地域の皆さまにご理解をいただく活動を積極的に行い、早期の再稼働に向け最大限努力してまいります。

当面の供給対策といたしましては、電力設備の安全・安定運転を徹底するとともに、需給動向を踏まえた電力取引市場の活用など機動的に供給力を確保してまいります。

また、太陽光発電などの再生可能エネルギーにつきましては、グループ一体となって積極的に開発するとともに、大幅に増加しております連系申込みに円滑に対応し、電力品質の維持にも努めてまいります。

一方、需要面の対策といたしましては、エネルギーの効率的利用に向けた料金メニューやサービスのご提案など、お客さまや地域と協働したピーク需要抑制や省エネルギーの推進、需給状況等に関する情報公開の充実などに取り組んでまいります。

さらに、各種電源の特性や将来の燃料動向などを踏まえた最適な電源構成の検討や、電力システム改革を見据えた競争力のある電源確保に向けた検討を進めてまいります。

社会に開かれ、社会から信頼される企業を目指した取組みを推進します

ステークホルダーの皆さまからの信頼は、事業運営を行っていく上での基盤であり、信頼される企業を目指して、皆さまの声を業務運営に反映するとともに、より一層の企業活動の透明性向上など、CSR経営の徹底に努めてまいります。

具体的には、電気事業を巡る正確な情報発信や当社の取組みに関する迅速・的確な開示に努めるとともに、お客さまをはじめとする皆さまの声を真摯にお聴きし、ご意見・ご要望を事業活動に適切に反映してまいります。

また、社外有識者などによる客観的・専門的な視点を取り入れた適切な業務運営を徹底するとともに、透明性が高く、お客さまの視線に立った社会貢献活動に取り組んでまいります。

当社といたしましては、電気事業に対する社会やお客さまの意識の変化への感度を高めて、これからの社会ニーズに新たな発想で臨機応変にチャレンジし、自ら変わっていくことで、お客さまから信頼され選ばれるしなやかで強い企業を目指してまいります。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

九州電力株式会社 本店

(福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号)

九州電力株式会社 佐賀支社

(佐賀市神野東二丁目3番6号)

九州電力株式会社 長崎支社

(長崎市城山町3番19号)

九州電力株式会社 大分支社

(大分市金池町二丁目3番4号)

九州電力株式会社 熊本支社

(熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号)

九州電力株式会社 宮崎支社

(宮崎市橘通西四丁目2番23号)

九州電力株式会社 鹿児島支社

(鹿児島市与次郎二丁目6番16号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 上記のうち、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島の各支社は金融商品取引法の規定による備置場所ではないが、投資者の便宜を図るため備え置いている。

## 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし